

八戸市福祉避難所設置・運営マニュアル

～新型コロナウイルス感染症対策編～

令和3年2月

福祉部福祉政策課

目 次

| | |
|------------------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 第1章 平常時における取組（避難所開設前） | |
| 1 感染症対策に必要な物資・器材の準備 | 3 |
| 2 避難所レイアウトの検討 | 3 |
| (1)検温・問診場所の設定 | |
| (2)避難所内の居住スペースの確保 | |
| (3)専用スペースの確保、ゾーニングの検討 | |
| (4)避難所運営訓練等の実施 | |
| 第2章 災害時における取組（避難所開設時） | |
| 1 設営 | 4 |
| 2 避難者の受入 | 4 |
| (1)検温・問診 | |
| (2)感染が疑われる避難者の隔離 | |
| (3)受付 | |
| 3 避難者の健康管理 | 5 |
| (1)衛生管理 | |
| (2)3密の回避 | |
| (3)入所後の避難者へのケア | |
| (4)発熱等の症状が出ている避難者のケア | |
| 第3章 災害時における取組（避難所運営時） | |
| 1 健康確認 | 6 |
| (1)避難者等の体調確認 | |
| (2)感染の疑いがある者が出た場合の対応 | |
| 2 衛生管理 | 6 |
| (1)換気の徹底 | |
| (2)居住スペースの清掃 | |
| (3)施設の消毒 | |
| (4)食事時間等の管理 | |
| (5)避難者個々の感染対策 | |
| 3 収束後の原状回復 | 7 |

| | | |
|-------|----------------------------------|----|
| 資料 1 | 感染予防備蓄物資チェックリスト | 8 |
| 資料 2 | 掲示物例「新型コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願いします」 | 9 |
| 資料 3 | 掲示物例「3つの密を避けましょう！」 | 10 |
| 資料 4 | 掲示物例「体調不良時の申し出」 | 11 |
| 資料 5 | 検温・問診場所レイアウト例 | 12 |
| 資料 6 | 避難所レイアウト例 | 13 |
| 資料 7 | ゾーニングの例 | 14 |
| 資料 8 | ゾーニングをするための要点チェック | 16 |
| 資料 9 | 問診票 | 18 |
| 資料 10 | 問診票に基づく対応 | 19 |
| 資料 11 | 避難所内での留意事項について | 21 |
| 資料 12 | 健康状態チェックカード (例) | 22 |
| 資料 13 | 健康状態チェック表 (例) | 23 |
| 資料 14 | 関係リンク集 | 24 |

はじめに

1 目的

八戸市では、指定避難所では避難生活に支障を来たす、高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児等の要配慮者を対象に、バリアフリー化など特別な配慮がなされた避難所として、家族等の見守りにより生活ができる方のための「市福祉避難所」と、常時介護や支援が必要な方のための「施設福祉避難所」をそれぞれ指定している。

福祉避難所は、重症化リスクの高い要配慮者が主に利用する場所であることから、新型コロナウイルス感染症の流行下において避難所を開設、運営するにあたっては、3密（密閉、密集、密接）を回避するなど、感染防止対策を講じる必要がある。

そこで、本マニュアルは、避難者が安心して避難所を利用でき、また福祉避難所となる社会福祉施設等が適切に避難所を開設・運営できるようにするため、福祉避難所における新型コロナウイルス感染症対策をまとめたものである。

2 位置づけ

本マニュアルは、既存の「八戸市福祉避難所設置・運営マニュアル」、「八戸市福祉避難所開設・運営マニュアル〔施設福祉避難所向け〕」を基本とし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として実施する事項をまとめたもので、両マニュアルの別冊資料とする。

3 方針

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症流行下における災害発生時の避難所の運営に係る国の通知やガイドラインの他、青森県の「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営の手引き」を踏まえ、策定するものとする。

4 改訂

本マニュアルは、国や青森県などによる新たな通知やガイドラインの公表、また新型コロナウイルス感染症の流行の状況、避難所運営訓練等を反映し、適時見直しを行うものとする。

5 基本原則（本マニュアルの想定）

新型コロナウイルス感染症患者は、無症状、軽症に関わらず、感染症指定病院への入院や宿泊療養施設等での療養が基本となっている。よって、本マニュアルでは、これら以外の者が福祉避難所に避難する場合の必要な対策を記載している。なお、福祉避難所への避難は、市職員で構成する要配慮者移送チーム員が指定避難所に出向き、要配慮者の状況を把握して移送判定を行い、福祉避難所の受入れ体制が整い次第、要

配慮者の移送を行うこととしている。

第1章 平常時における取組（避難所開設前）

1 感染症対策に必要な物資・器材の準備

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防に必要な物資・器材等をリスト化し、必要数を把握した上で、その確保に努める。なお、アルコール等燃えやすいものや洗剤、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）など誤った利用により健康被害が生じる恐れのあるものについては、管理方法や保管場所を定め、適切に管理する。
- 避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット、マスク着用、3密回避等のポスター、運営スタッフに申し出るべき症状をまとめた案内表示などをあらかじめ準備する。

【参考】資料1 感染予防備蓄物資チェックリスト

資料2 掲示物例「新型コロナウイルス感染症対策への協力をお願いします」

資料3 掲示物例「3つの密を避けましょう！」

資料4 掲示物例「体調不良時の申し出」

2 避難所レイアウトの検討

(1)検温・問診場所の設定

- 避難所入り口や居住スペースの外に、発熱や体調など避難者の健康状態を確認するための検温・問診場所を設定する。

【参考】資料5 検温・問診場所レイアウト例

(2)避難所内の居住スペースの確保

- ① 居住スペース内の密集や密接を避けるため、避難者一人当たりの占有スペースは4㎡以上とし、通路幅を2m確保できるようにする。
- ② 飛沫感染を防ぐため、通路歩行者の顔よりも高いパーティション等で占有スペースを間仕切るようにする。なお、パーティション等の高さは、飛沫感染防止の観点から高いほうが望ましいが、空気の循環が悪くなる等の問題を生じる可能性もあるため、避難所の状況に応じて適切な高さを検討する。

【参考】資料6 避難所レイアウト例

(3)専用スペースの確保、ゾーニングの検討

- ① 避難後に発熱等の感染が疑われる症状が発生した場合に備え、発熱者等のための専用スペースの設置場所や、専用のトイレ・手洗い場などを事前に確認する。
- ② 他の避難者と交わることがないように入口から専用スペース、トイレに至るまで

の動線を想定し、パーティション等による分離を検討する。

- ③ 施設福祉避難所において、施設内に入所者等の他の利用者がある場合、感染リスクを減らすため、利用者と避難者の動線を分離し、利用者と避難者が接触することのないレイアウトの確保を検討する。なお、運営スタッフについては、可能な限り、福祉避難所専従とし、利用者の居住スペースと福祉避難所の往来を減らすように努める。

【参考】資料7 ゾーニングの例
資料8 ゾーニングをするための要点チェック

(4)避難所運営訓練等の実施

- 可能な範囲で、市福祉避難所・施設福祉避難所それぞれにおいて、開設・運営にあたる関係者間で訓練や研修を実施し、事前に避難所運営の課題を検証しておく。

第2章 災害時における取組（避難所開設時）

1 設営

- ① 避難所入り口や居住スペースの外に検温・問診場所を設置する。
- ② 避難後に発熱等の感染が疑われる症状が発生した場合に備え、発熱者等のための専用スペースを準備する。
- ③ 消毒液、配布用マスクの配置、パーティション等を設置する。
- ④ 一人当たり4㎡以上のスペース、幅2mの通路を確保した居住スペースの区画を、養生テープの貼り付け、パーティション等の設置により設定する。
- ⑤ 床から舞い上がるウイルスが付着した埃を吸い込まないように、区画した居住スペースに段ボールベッド等を設置する。

【参考】資料5 検温・問診場所レイアウト例

2 避難者の受入

(1)検温・問診

- ① 検温、問診の際は、列が密にならないよう注意する。
- ② 受付者はマスク・手袋・フェイスシールドの他、ガウン等の个人防护具を着用する。
- ③ 避難者は消毒液で手指消毒し、マスクを着用する。着用していない場合は受付者から配布用マスクを提供する。
- ④ 避難者全員の検温と体調を確認し、問診する。

- ⑤ 問診結果に基づき、専用スペースへの隔離等の対応を行い、対応内容をまとめる。

【参考】資料5 検温・問診場所レイアウト例
資料9 問診票
資料10 問診票に基づく対応

(2)感染が疑われる避難者の隔離

- ① 感染の疑いがある避難者は一時的に避難所内の専用スペースへ隔離し、保健所に連絡・相談する。
- ② 感染の疑いがある避難者に対し、留意事項について周知する。

【参考】資料11 避難所内での留意事項について
【連絡先】八戸市保健所 電話番号：0178-43-2291 FAX 番号：0178-43-2329

(3)受付

- 感染の疑いがある避難者以外の避難者は、居住スペースの一角で受付する。また、ポスター掲示、呼びかけにより避難者の感染防止のための運営上の留意点について周知する。

【参考】資料2 掲示物例「新型コロナウイルス感染症対策への協力をお願いします」
資料3 掲示物例「3つの密を避けましょう！」
資料4 掲示物例「体調不良時の申し出」

3 避難者の健康管理

(1)衛生管理

- ① 手洗い、消毒、咳エチケット、3密の回避の徹底を避難者に要請する。
- ② 避難所内の換気、清掃、消毒を徹底する。

(2)3密の回避

- 避難者間の距離（2 m以上）を確保する。

(3)入所後の避難者へのケア

- 体調が悪化した避難者については、改めて検温・問診を行う。

(4)発熱等の症状が出ている避難者のケア

- ① 保健所に連絡・相談し、その指示に従う。
- ② 発熱等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努め、やむを得ず同室にする場合は、パーティション等で仕切るなど工夫する。

- ③ 担当する運営スタッフは、マスク・手袋・フェイスシールドの他、ガウン等の個人防護具を着用する。
- ④ 発熱者等の専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

4 避難者情報の管理

- ① 感染者が発生した場合に備え、個人情報の管理方法を事前に定めておき、避難者の情報を管理する。
- ② 受付時に避難者の氏名、年齢、性別、連絡先を記録する。
- ③ 感染の追跡調査に備えて避難者情報を保管し、求めがあれば保健所に情報提供する。

第3章 災害時における取組（避難所運営時）

1 健康確認

(1)避難者等の体調確認

- ① 避難中も定期的に避難者の検温・問診を実施する。
- ② 運営スタッフの健康管理についても、事前に各自の健康状態（発熱、咳など）を確認し、症状がある場合は従事させないなど適切に対応する。

【参考】資料 12 健康状態チェックカード（例）

資料 13 健康状態チェック表（例）

(2)感染の疑いがある者が出た場合の対応 ※第2章-3-(4)も参照

- ① 保健所に連絡・相談し、その指示に従う。
- ② 個別に区画された専用スペース等に隔離する。
- ③ 隔離する際は、入口から専用スペース、トイレに至るまで専用の動線を確保する。
- ④ 医療機関等へ搬送する。（搬送方法を事前に検討しておく）

2 衛生管理

(1)換気の徹底

- 部屋のドアや窓開け、扇風機の使用等により、換気を定期的実施する。

(2)居住スペースの清掃

- ① 清掃の際には、個人防護具を着用のうえ、消毒液を使用する。
- ② ゴミ袋は、2枚重ねで使用し、しっかりと口を閉じて廃棄する。

(3)施設の消毒

- ① 避難者や運営スタッフなど多くの人が触れることが多い箇所（ドアのぶ・手すり・机・スイッチ・エレベーターボタン等）や物品について、重点的に消毒を実施する。
- ② 消毒の際には、個人防護具を着用のうえ、消毒液（※）を使用する。
※ エタノール、次亜塩素酸ナトリウム（使用の際は、感染管理認定看護師に意見を仰ぐことが望ましい）

(4)食事時間等の管理

- ① 密集・密接を避けるため、避難者ごとに食事の時間をずらす。
- ② 食事の際には、できるだけ会話を控えるよう周知する。

(5)避難者個々の感染対策

- 手洗い、消毒、咳エチケット、3密の回避を徹底するよう周知する。
※心身の状態や年齢等によっては、マスクの着用や消毒等の感染症対策の実施が危険な要配慮者もいることから、各感染症対策によるリスクについても十分に理解し、要配慮者の心身の状態に応じた適切な健康管理を実施する。
※マスクにより呼吸困難が生じる恐れのある方（呼吸器の疾患がある、乳幼児等）やマスクを触ってしまうなど正しく着用できない方については、マスクを着用させず、パーティションの設置や手洗いなどの他の感染症対策を講じる。

3 収束後の原状回復

- ・ 保健所や施設管理者の指示に基づき、施設内の清掃・消毒を行う。
- ・ 清掃の際は個人防護具を着用のうえ、消毒液を使用する。

【資料1：感染予防備蓄物資チェックリスト】

感染予防備蓄物資チェックリスト

| 品目 | | 備考 | |
|--------------|--------------------------------|---|-------------|
| 予防策・ 健康管理 | マスク | <input type="checkbox"/> () 枚 | |
| | 体温計（非接触式） | <input type="checkbox"/> () 個 | |
| | パルスオキシメーター（※） | <input type="checkbox"/> () 個 | ※血中酸素飽和度測定器 |
| | 擦式消毒用アルコール製剤 | <input type="checkbox"/> () 個 | |
| | 間仕切り・仕切り用ビニール | <input type="checkbox"/> () 枚 | |
| | 段ボールベッド | <input type="checkbox"/> () 個 | |
| 消毒 | 石けん | <input type="checkbox"/> () 個 | 液体せっけんが望ましい |
| | 消毒液（エタノール等） | <input type="checkbox"/> () 個 | |
| | ウェットティッシュ | <input type="checkbox"/> () 個 | アルコール含有のもの |
| | ペーパータオル | <input type="checkbox"/> () 個 | |
| 個人防護具 | マスク | <input type="checkbox"/> () 枚 | |
| | ゴーグル、フェイスシールド | <input type="checkbox"/> () 個 | |
| | ガウン（レインウェアでも可） | <input type="checkbox"/> () 着 | 撥水性のあるもの |
| | ゴム手袋（使い捨て） | <input type="checkbox"/> () 枚 | |
| 扇風機 | <input type="checkbox"/> () 台 | | |
| 簡易トイレ | <input type="checkbox"/> () 台 | | |
| ゴミ箱（専用スペース） | <input type="checkbox"/> () 個 | 蓋つきのもの | |
| 古新聞 | <input type="checkbox"/> () 枚 | | |
| 養生テープ・マス킹テープ | <input type="checkbox"/> () 個 | | |
| 問診票 | <input type="checkbox"/> () 枚 | | |
| サイン、ポスター類 | <input type="checkbox"/> () 枚 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策 ・3つの密回避 ・申し出る必要がある症状を列記したポスター等 | |



感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に
爪は短く切っておきましょう
時計や指輪は外しておきましょう



① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。




② 手の甲をのぼすようにこすります。




③ 指先・爪の間を念入りにこすります。



④ 指の間を洗います。



⑤ 親指と手のひらをねじり洗いします。



⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



× 何もせずに咳やくしゃみをする



× 咳やくしゃみを手でおさえる



○ マスクを着用する（口・鼻を覆う）



○ ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



○ 袖で口・鼻を覆う

マスクがむいば
とっさの時

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う



首相官邸
Mitsuda Hiroshi's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの密を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間



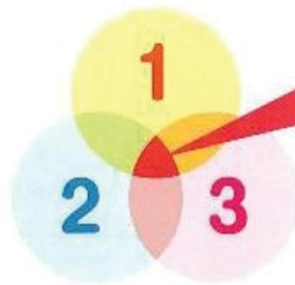
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



【資料4：掲示物例「体調不良時の申し出」】

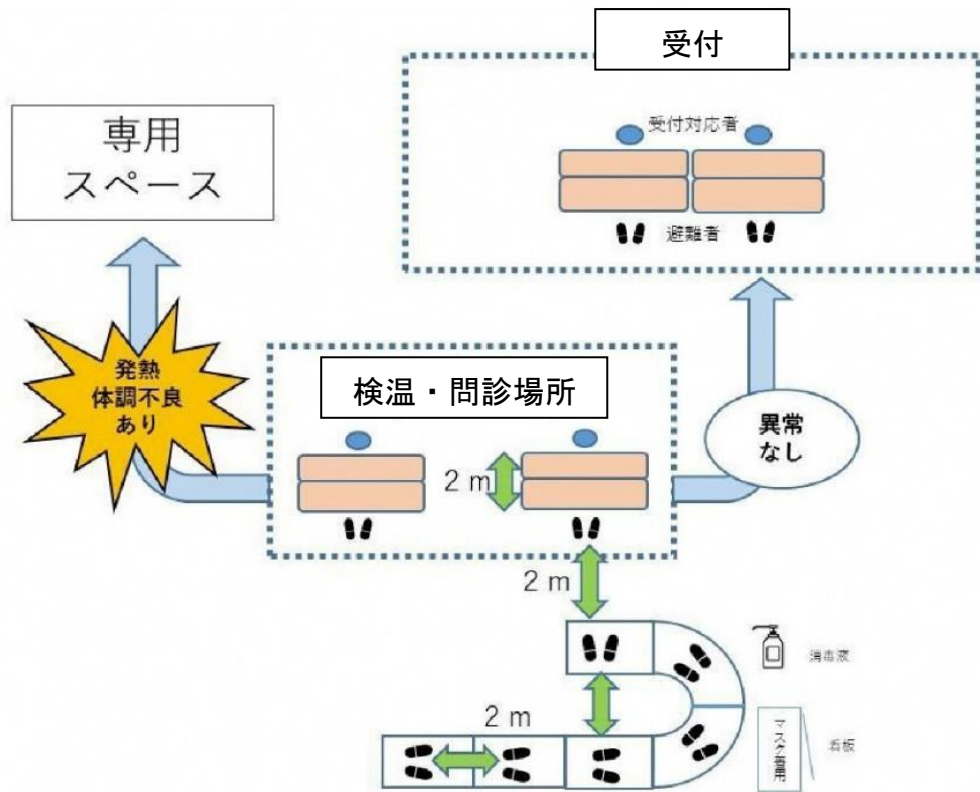
体調不良時の申し出
(避難所 掲示ポスター)

次の症状がありませんか？

すぐにスタッフにお知らせください

1. 熱がある
2. 風邪のような症状がある(咳、鼻汁、頭痛、のどの痛みなど)
3. 息苦しさがある
4. 強いだるさがある
5. インフルエンザのような症状(寒気、関節痛・筋肉痛など)がある
6. においがわかりにくい、味がわからない
7. 咳があり、血がまざった痰がでる
8. からだにぶつぶつ(発疹)が出ている(かゆみや痛みがある)
9. 唇や口の周りにぶつぶつ(発疹)が出ていて、痛みがある
10. 下痢便(水のような便、柔らかい便、形のない便、嘔き出すような便など)が出た
11. 吐いた、または吐き気がする
12. おなかが痛く、便に血がまざっている
13. 目が赤く、目やにが出ている

【資料5：検温・問診場所レイアウト例】



「岐阜県避難所運営ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策編）」（岐阜県、2020.5）より一部引用

【資料 6 : 避難所レイアウト例】

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例)

R2. 6. 10
第2版

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

(例) 3m 1m~2m以上

○ 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
○ 家族間の距離を1m以上あげる

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

(例)

○ テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)

※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト (例)

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※ 濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。

(例)

消毒液等

消毒液等

※ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

○ 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
○ 感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例: 高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：R2. 6. 10 府政防第 1262 号「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応参考資料 (第 2 版)」

【資料 7 : ゾーニングの例】

(1) ゾーニング例 1 (利用者が生活している建物を利用する場合)



図 4 利用者が生活する建物を使用する場合

- ①施設の介護職員や利用者等と避難者の導線を分けることで感染リスクを減らします。
- ②福祉避難所に関するスペース（トイレ、物品保管庫、避難所スタッフ休憩所等）は利用者の生活ゾーンの外に設け、利用者等との共用しないようにします。
- ③発熱者（感染者（疑い）者）等のための専用スペースは、会議室等、可能な限り居住スペースとは別室に構えます。
- ④入館者には、入り口（事前受付場所等）で必ず体温計測や手指消毒を行い、物品の受け渡しは可能な限り入り口（外部）で行います。

出典 : DRI 臨時レポート No. 2 2020 福祉避難所での感染を防ぐためのゾーニング
(速報) 2020年5月13日現在

(2) ゾーニング例2 (利用者が生活していない施設を利用する場合)

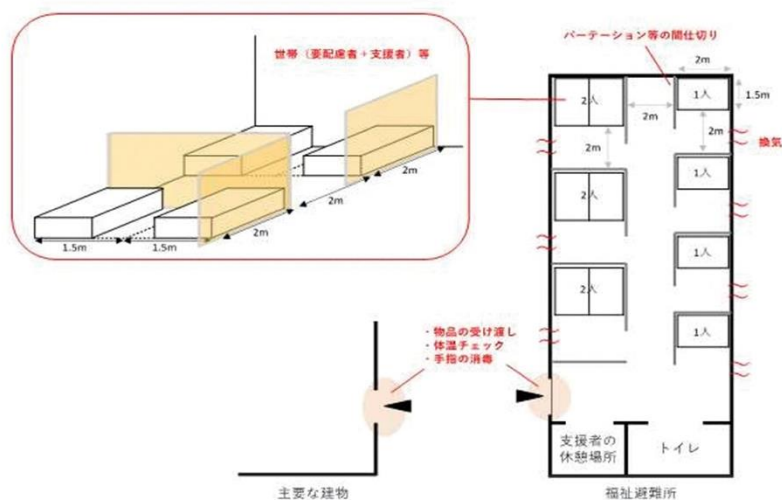


図2 別棟となっている地域交流スペース等を福祉避難所とする場合

- ① 福祉避難所に入館できる者はあらかじめ定め（要配慮者と支援者1名までなど）、入館者には入り口（事前受付場所等）で体温チェック、手指消毒を徹底します。
- ② 福祉避難所を開設する建物内に支援者の休憩場所等も設置し、できるだけ周辺の関連する建物（利用者がいる施設など）に、避難者やその支援者が立ち入らないよう工夫します。
- ③ 福祉避難所を開設した建物と主要な建物の双方で業務にあたる職員については、限定するなど出入りが少なくなるよう工夫します。

出典：DRI 臨時レポート No.2 2020 福祉避難所での感染を防ぐためのゾーニング
(速報) 2020年5月13日現在

【資料 8 : ゾーニングをするための要点チェック】

ゾーニングをするための要点チェック

福祉避難所では、飛沫感染防止、接触感染防止、クラスター（集団感染）の発生を防止します。

下記、（１）パーティションの高さの検討、（２）ゾーニングをするための要点チェックを参考に、福祉避難所となる施設の環境に応じたゾーニングを事前に検討してください。

（１）パーティションの高さの検討

飛沫感染を防止する観点からは、歩行者の目線よりも高いパーティションを設置することが望ましいが、高いパーティションには、空気の循環が悪くなるなどのデメリットもあることから、窓の位置や空調などの状況を確認し、福祉避難所にあった高さを検討します。

パーティションの高さによるメリット・デメリット

| 高さ | | メリット | デメリット |
|----|--------------------------|------------------------------------|--|
| ① | 通路から避難者の様子が見えない高さ | ・プライバシーが守られる | ・空気の循環が悪くなる可能性がある ・職員が要配慮者を見渡すことが出来ない ・地震時に転倒により要配慮者が怪我をする可能性がある |
| ② | 避難者が横になった時に周辺の避難者が見えない高さ | ・要配慮者の状況を把握しやすい ・比較的空気の循環がされやすい | ・完全に他者の視線を遮ることは出来ない ・高いパーティションに比べ、飛沫拡散のリスクがある |

(2) ゾーニングをするための要点チェック

| 目的 | タスク | チェック |
|----------------|--|------|
| 飛沫 感染 防止 | 福祉避難所の生活空間は世帯（要配慮者+支援者など）ごとに2メートル以上あける | |
| | ゾーニングにパーティション等の間仕切りを活用する（消毒可能な素材が望ましい） | |
| | 就寝場所の衛生管理が確保されている場合等は食事スペースの設置不要だが、設置する場合は、テーブルの両端近くに互いに向き合わないよう席を配置し、食事時間をずらす ¹⁾ | |
| | 空調の排気ルートや風向きを確認する（風下の方へ飛沫が拡散される可能性がある） | |
| 接触 感染 防止 | 避難者と利用者の動線を分離する | |
| | 可能な限り接触を減らすため、福祉避難所として使用する部分はバリアフリーとする（段差がある場合は、スロープ等を設ける） | |
| | 動線が交差する場合は手指のアルコール消毒をする | |
| | 避難所対応の専属スタッフを指名、または応援要請する | |
| | 避難者が使用するトイレ等は利用者や介護職員等と共用しない | |
| | 風呂は念入りに清掃または消毒ができる場合は、利用者と日にちを分けるか、利用者が使用した後に入浴を行うなど工夫をする | |
| | 複数人で共用するものはこまめにアルコール消毒をする | |
| クラスター 防止 | 車椅子移動導線の床面を定期的に清掃する（手⇔車椅子のハンドリムやタイヤ⇔床間のウイルス付着による感染の防止） | |
| | 避難者は要配慮者とその支援者1名までとする（出入りする人物を限定） | |
| | 初期スクリーニングの空間（事前受付）を確保する | |
| | 生活空間は換気を1時間に1回など、ルール決めをする | |
| | 複数の人がよく触れる場所は使用のたびに消毒する（*1） | |
| | 感染症の症状がある人がいる場合の隔離場所を設定する | |

(*1)テーブル、椅子、車椅子のハンドリムやグリップ、ドアノブ、窓の取っ手、手すり、エレベーターのボタン、照明スイッチ、水道の蛇口、スマートフォン、電話機、パソコンのキーボード、トイレの流水レバー、便座、便座のふた、車のドア、シート、ハンドルなど

出典：DRI 臨時レポート No.2 2020 福祉避難所での感染を防ぐためのゾーニング
（速報）2020年5月13日現在

【資料9：問診票】

問 診 票

| | | | | | |
|------|--------------|--------|---|----|--|
| 受付番号 | | 避難所名 | | | |
| 記入日時 | 令和 年 月 日 時 分 | 体温 | 度 | | |
| 氏 名 | | 年齢 | | 性別 | |
| 連絡先 | | 車両ナンバー | | | |

あてはまる物の数字に○をつけてください。

<症状>

- 1 熱がある（ _____ 日前から _____ 度程度）
- 2 風邪のような症状などがある
（該当するものに○：咳、鼻汁、頭痛、のどの痛み、その他 _____）
- 3 息苦しさがあ
- 4 強いだるさがある
- 5 インフルエンザのような症状（寒気、関節痛・筋肉痛など）がある
- 6 においがわかりにくい、味がわからない
- 7 咳があり、血が混ざった痰がでる
- 8 からだにぶつぶつ（発疹）が出ている（かゆみや痛みがある）
- 9 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
- 10 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出するような便等）が出た
- 11 吐いた、または吐き気がする
- 12 おなかが痛く、便に血が混ざっている
- 13 目が赤く、目やにが出ている
- 14 その他（ _____）
- 15 該当なし

<現状>

- 1 通院している（通院理由： _____）
- 2 日常的に薬を服用（薬名： _____）※お薬手帳がある場合、ご提示ください。
- 3 妊娠している（妊娠第 _____ 週、出産予定： _____ 月 _____ 日）
- 4 該当なし

<2週間以内の行動歴>

- 1 県外に出かけていた（訪問先： _____）
- 2 海外から帰国（訪問先： _____）
- 3 県外・海外から帰省・来訪された方との交流があった
（ _____ から帰省・来訪した _____）例（東京から帰省した息子）
- 4 該当なし

<濃厚接触の有無> 有 ・ 無

新型コロナウイルス患者との接触があった場合 最終接触時 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 頃

【資料 10：問診票に基づく対応】

問診票に基づく対応

問診の結果に基づき、下記のとおり対応しました。

1 新型コロナウイルスの疑い

●濃厚接触の有無（有・無）

→2週間以内に濃厚接触した場合、各保健所に連絡・相談

濃厚接触者用宿泊施設に収容可能ならば、避難者本人の私有車で移動（※施設が開設しているか確認）

異動困難な場合、専用スペースに隔離

●症状の有無

| | 問診結果 | 備考 |
|---------|------|---------------|
| 1 発熱 | ℃ 日前 | |
| 2 風邪の症状 | | 席、鼻汁、頭痛、喉の痛み等 |
| 3 息苦しさ | | |
| 4 強いだるさ | | |

→いずれかに該当する場合は、各保健所に連絡・相談

PCR検査を受ける場合は、避難者本人の私有車で移動

移動困難な場合、専用スペースに隔離

※＜2週間以内の行動歴＞もしくは＜現状＞に該当ある場合は必ず連絡・相談

●対応措置結果（いずれかに○）

| | 対応措置結果 | 備考 |
|--|------------|----|
| | 専用スペースへ隔離 | |
| | 私有車に乗車し観察中 | |
| | その他（ ） | |

2 その他感染症

| | 問診結果 | 推定される感染症 |
|--------------|------|--------------------|
| 5 寒気、関節痛・筋肉痛 | | 発熱ある場合は、インフルエンザ |
| 6 咳、血痰 | | 肺疾患 |
| 7 体に発疹（痛み無） | | 発熱ある場合は、水痘やはしか、風疹等 |
| 7 体に発疹（痛み有） | | 帯状疱疹等 |
| 8 唇、口周りに発疹 | | 単純ヘルペスウイルス感染症 |
| 9 下痢便 | | ノロウイルス感染症その他の消化器感染 |
| 10 吐いた、吐き気 | | 症 |

| | | |
|------------|--|-----------------|
| 11 腹痛、血便 | | 細菌性の急性下痢 |
| 12 目充血、目やに | | ウイルス性結膜炎 |
| 13 その他 | | ※必ず医療機関等に相談すること |

→個室に隔離し、医療機関に相談（必要に応じて救急車等で搬送）

※感染者と家族の分離が困難な場合（乳幼児等）は、医療機関や保健所等と相談し、

予防措置（マスク、消毒液等用意）をしたうえで、同じ場所での隔離も検討

※保健所、医療機関等に連絡・相談する際には、この用紙に下記の事項を追記し、問診票とあわせ、FAX等で送付

| | | | |
|------------|---|------|----------------------|
| 受付番号（問診票） | | | |
| 避難者名 | | 避難所名 | |
| 担当者名 | | 連絡先 | TEL: FAX: |
| 保健所等への送付日時 | 月 | 日 | 時 分 |

【資料 11：避難所内での留意事項について】

避難所内での留意事項について（専用スペース入居者向け）

専用スペースに入られた方は、可能な範囲で他者との接触を避けなければなりません。このため、避難所内での生活に当たり、以下の点に十分に留意してください。

1 健康状態の確認

- ・検温、問診を毎日受けてください。
- ・発熱や体調が悪い場合はスタッフに申し出てください。

2 避難所での生活に当たっての基本事項

(1) 生活全般について

- ・原則として専用スペース内に留まってください。
- ・専用トイレがある場合は、他のトイレを絶対に使用しないでください。
- ・専用スペースから出る際は、石けんで手洗いをしてから専用スペースを出て、必ずマスクを着用の上、他の避難者とのソーシャルディスタンスを確保して行動し、戻ったら必ず石けんで手洗いをしてください。
- ・非常時はスタッフの指示に従ってください。

(2) 清掃について

- ・専用スペース内の清掃は各自で行ってください。
- ・専用スペースをひどく汚した際はスタッフにご相談ください。
- ・トイレを使用した場合には、都度消毒をしてください。
- ・退所の際は必ず各自で清掃を行い、ゴミ箱も空にしてください。

(3) ゴミについて

- ・ゴミは分別のうえ、専用スペース内に設置してあるゴミ箱に廃棄してください。
- ・ゴミ箱にはできるだけ手を触れず、ふたなどはこまめに消毒してください。

(4) 食事について

- ・食事は専用スペースの前に配膳させていただく予定です。食事が終わりましたら、容器を密封して、専用スペースのゴミ箱に廃棄してください。

3 その他の留意事項

- ・健康状態の正確な確認が困難となる恐れがあることや症状の悪化の恐れがあることから、飲酒・喫煙は行わないでください。
- ・家族を含め、来訪者との面会は行わないでください。
- ・避難所から移動する場合は、スタッフに行き先を報告してください。
- ・その他、避難所の利用にあたっては職員の指示に従ってください。

【資料 12：健康状態チェックカード（例）】

健康状態チェックカード（例）

このカードは毎日 に提出してください。

| | | | |
|-------------|---|---|----|
| 記入日 | 月 | 日 | 曜日 |
| 記入時間（午前・午後） | 時 | 分 | |

| | |
|------|--|
| ふりがな | |
| 氏名 | |

| | | |
|-------------------|---------|--------|
| ・発熱はありますか | ある ・ ない | 体温()度 |
| ・息苦しさはありますか | ある ・ ない | |
| ・味や匂いを感じられない | ある ・ ない | |
| ・咳やたんはありますか | ある ・ ない | |
| ・全身倦怠感(だるさ)はありますか | ある ・ ない | |
| ・嘔吐や吐き気はありますか | ある ・ ない | |
| ・下痢が続いていますか | ある ・ ない | |

| | |
|---------------------|------------------|
| ・肺炎球菌のワクチンを接種していますか | はい ・ いいえ ・ わからない |
|---------------------|------------------|

【資料 13：健康状態チェック表（例）】

健康状態チェック表（一週間）(例)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------|---|----------------|---|----------------|---|----------------|---|----------------|---|----------------|---|----------------|---|
| ふりがな | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | | | | | | | | |
| 記入日 | / (月) | | / (火) | | / (水) | | / (木) | | / (金) | | / (土) | | / (日) | |
| | 朝 | 度 | 朝 | 度 | 朝 | 度 | 朝 | 度 | 朝 | 度 | 朝 | 度 | 朝 | 度 |
| 体温 | 屋 | 度 | 屋 | 度 | 屋 | 度 | 屋 | 度 | 屋 | 度 | 屋 | 度 | 屋 | 度 |
| | 夕 | 度 | 夕 | 度 | 夕 | 度 | 夕 | 度 | 夕 | 度 | 夕 | 度 | 夕 | 度 |
| 息苦しさがある ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息が上がる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息がでない ・肩で息をしている・ゼーゼーしている | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | |
| 味やにおいを感じられない | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | |
| 咳や痰が出る | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | |
| 全身倦怠感(だるさ)がある | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | |
| 吐き気や嘔吐がある | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | |
| 下痢がある | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | | はい・いいえ | |
| その他 風邪等の症状がある (食事が食べられない、半日以上尿が出ていない、鼻水・鼻づまり、のどの痛み、目の充血、頭痛、関節痛、筋肉痛、けいれん、その他気になる症状) | はい・いいえ <症状> | | はい・いいえ <症状> | | はい・いいえ <症状> | | はい・いいえ <症状> | | はい・いいえ <症状> | | はい・いいえ <症状> | | はい・いいえ <症状> | |

この表は、巡回の医師や保健師等に提示を求められた場合や ○○○○の際に、○○○○に提示してください。

【資料 14 : 関連リンク集】

関係リンク集

【新型コロナウイルス感染症に関すること】

- 新型コロナウイルス感染症全般に関すること
 - ・青森県ホームページ
http://www.pref.aomori.lg.jp/koho/coronavirus_index.html
- 新型コロナウイルスに関する最新情報
 - ・厚生労働省 ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 3密ポスターPDF ファイル
<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000061868.pdf>
- 相談・受診の目安
 - ・厚生労働省 ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

【避難及び備蓄に関すること】

- 避難準備に関すること（県内市町の開設避難所情報、防災マップ一覧へのアクセス）
詳細は各市町ホームページをご覧ください。
 - ・県内市町村ハザードマップ 掲載ページリンク（青森県防災ホームページ）
<http://www.bousai.pref.aomori.jp/map/index.html>
 - ・避難行動判定フロー、避難情報のポイント（内閣府）
http://www.bousai.pref.aomori.jp/info/individual.html?entry_id=22746
- 個人での備蓄物品の例
 - ・個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン（厚労省）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/11.html>
- エコノミークラス症候群の予防について
 - ・エコノミークラス症候群の予防のために（厚労省）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000170807.html>
- 新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について
 - ・知っておくべき5つのポイント（内閣府）
<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

【避難が必要でない場合など】

○軽症者の対応等について

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 通知新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

【避難所に関すること】

○避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・内閣府 通知

4月1日：<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

4月7日：http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン

(第一版、令和2年6月8日) http://www.bousai.go.jp/pdf/0608_guideline.pdf

○災害時における避難所での感染症対策

- ・厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html

- ・一般社団法人 日本環境感染学会 避難所における感染対策マニュアル

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=20

- ・内閣府 避難所の生活環境対策

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

- ・PPE 個人防護具の着脱方法

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkakukansenshou01/kouenkensyuukai/pdf/h26/kouen-kensyuukai_05.pdf P.21

○消毒・ゾーニング等の基本について

- ・自衛隊統合幕僚監部 「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」

<https://www.mod.g>